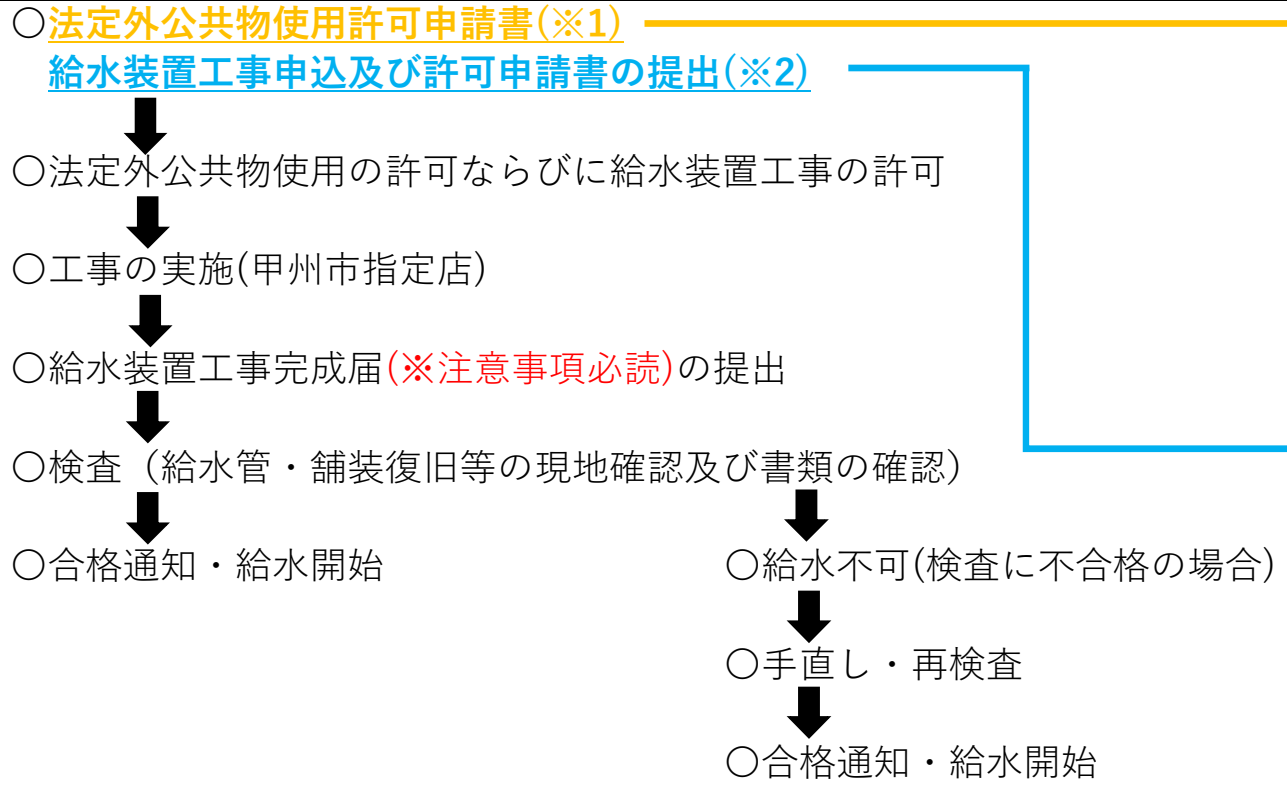


◎農道・赤道等で道路掘削を伴う本管工事・給水管工事を行う場合は上下水道課へ必ずご相談ください。

・法定外公共物を掘削し水道本管や給水管を布設する場合は、法定外公共物使用申請が必要となります。個人申請では許可が下りませんので、上下水道課が窓口となり管理者へ申請します。申請の流れや提出する書類は以下のとおりとなります。

≪申請の流れ≫ ※申請から工事の許可までに通常1カ月程度の期間を要します。
※完成届の提出から検査までは通常1週間程度の期間を要します。



※提出部数は4部となります。
※法定外公共物使用申請の許可権者は建設課になりますので、申請前に管理者と事前協議をお願いします。
※本管を布設した場合は、完成検査後に市に無償で提供していただきます(甲州市水道事業給水条例)

注意事項 ≪完成届の添付書類と工事管理について≫

◎給水装置工事完成届提出時に必要な書類
○給水装置工事完成届・給水装置工事設計精算書・完成図面・施工管理写真
※完成図面並びに施工管理写真は、下記の基準に従って作成してください。
★水道本管及び給水管について
「水道工事標準仕様書」を基準に作成してください。
* 甲州市ホームページから取得可能
★道路の復旧等について
「山梨県建設工事必携」の各基準を基に作成してください。
* 山梨県ホームページから取得可能
※小規模等の理由により基準により難しい場合は、管理者へ協議してください。

※1 法定外公共物使用許可申請書 ≪提出書類一覧≫

- 1.法定外公共物使用許可申請書【申請者欄は空欄で提出してください(上下水道課が申請者)】
* 様式は市ホームページ * 申請書の承諾者の欄は建設課と協議をお願いします。
- 2.位置図
* 任意の書式で構いません。目印になる建物等も記入してください。
- 3.工程表
* 任意の書式で構いません。工事の始期～完成までの予定工期を記入してください。
- 4.区長の同意書
* 任意の書式で構いません。全面通行止めや夜間工事の場合に必要となります。
- 5.工事図面
* 平面図・縦横断図・構造図等 工事の内容が分かる図面
- 6.占用物の構造図
* 水道管の管種・管径・砂基礎・埋戻し砂・埋設シート等が確認できる図面
- 7.安全施設配置図
* 任意の書式で構いません。交通規制の際の安全施設の配置計画
- 8.迂回路図
* 任意の書式で構いません。全面通行止めのみ
- 9.現地写真
* 起終点の2方向から出来るだけ全景が写るように撮影してください。
* 写真上に占用物の埋設位置が分かるように朱書きで表示をお願いします。

※2 給水装置工事申込及び許可申請書 ≪提出書類一覧≫

- 1.給水装置工事申込及び許可申請書
* 様式は市ホームページ 記入例もホームページへ記載しています。
- 2.位置図
* 任意の書式で構いません。目印になる建物等も記入してください。
- 3.給水装置工事設計精算書
* 様式は市ホームページ 記入例もホームページへ記載しています。
- 4.工事図面(計画配管図等)
* 任意の書式で構いませんが、給水装置の全体計画が把握できる図面としてください。
また、接道の幅員を記入し、建築確認時のセットバックが発生している場合は、
セットバックラインを記載してください。
- 5.念書
* 様式は市ホームページ